Ⅲ　裾野市教育振興基本計画

Ⅰ　第３期裾野市教育基本計画の策定

（１）計画の趣旨

本計画は、教育基本法第17条第２項に基づき、国や静岡県の教育振興基本計画を参考にしながら、裾野市のこれから５年間（令和８年度から令和12年度まで）の教育の方向性を示すものです。法律の趣旨を踏まえつつ、本市の実情に合わせた中長期的に取り組むべき教育の姿を描いています。

平成27年３月に策定した「裾野市教育振興基本計画」では、「学びあい、高めあいながら、人間性豊かに未来を目指す人づくり」という理念のもと、学校・家庭・地域が力を合わせて取り組んできました。令和２年には、これまでの成果や課題を整理し、理念を引き継ぎながら「第２期教育振興基本計画」を策定し、子供たちが共に学び合い、それぞれの学びを深め、生きる力を育むことを目指しました。

その後の５年間は、新型コロナウイルスの影響で学校や地域の行事が縮小し、人とのつながりが薄れる一方、ＧＩＧＡスクール構想によってＩＣＴ環境が急速に整備されるなど、教育を取り巻く環境が大きく変わりました。さらに人口減少に伴い、学校の規模や配置の見直しが始まり、「学校教育施設再編基本計画」も策定されました。

こうした変化を受けて、令和５年度・６年度には「裾野市の教育のあり方検討委員会」、令和７年度には「裾野市教育振興基本計画検討委員会」で議論を重ね、新しい理念を掲げた「第３期教育振興基本計画」が完成しました。

新しい基本理念は「共に学び、つながり合い、多様な個性を活かしながら、未来を拓く人づくり」です。多様性にあふれる社会の中で、人と人とがつながり、個々の力を結集し、互いに補い合いながら未来を切り拓いていける人を育てていきます。

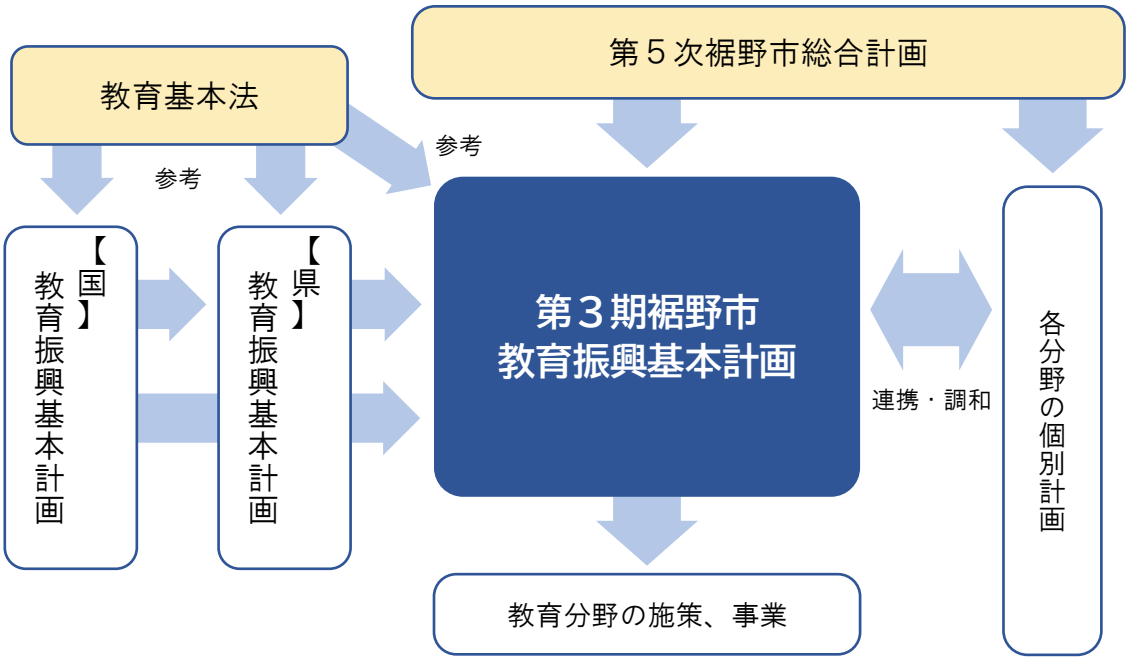
この理念を実現するために、「自分を生かす教育」「多様性に満ちた教育」「地域とともにある教育」「教育を支える基盤」の４つの基本方針を定め、それぞれに沿った施策を進めます。

子供たちが主体性を育み、他者とつながりながら自分らしく生きるために必要な「コミュニケーション力」と子供を取り巻く「教育環境」に注目し、魅力ある学校づくりを進めます。さらに、学校教育だけでなく家庭教育や社会教育についても、学校・家庭・地域・企業等が連携・協働することで、民主的で持続可能な社会の担い手を育成します。また、これらの教育を実現可能なものとするため、学校教育や社会教育の整備に加え、働きやすい環境づくりや、経済的に困難な家庭への支援も行います。

これらの基本施策を計画に沿って着実に実施し、毎年、取組の点検・評価を行うとともに、見直し・改善を重ねるＰＤＣＡサイクルを回すことで、本計画を推進します。

（２）計画の位置付け

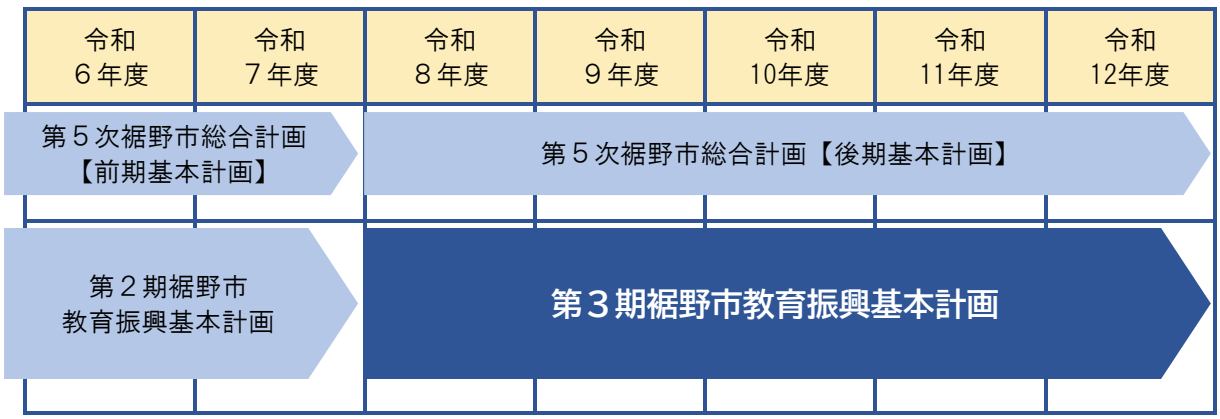
- 本計画は、「教育基本法」第17条第２項に基づく本市の教育振興基本計画として位置付けます。
- 本計画は、「第５次裾野市総合計画」の教育分野の総合的計画として、本市の教育振興のための施策を総合的・体系的に位置付けます。
- 本計画は、固定されているものではなく、社会情勢の変化等に伴い変更の必要が生じた場合は、速やかに見直し、時宜に応じた教育の指針を示すものです。



（３）計画の期間

本計画は、「第５次裾野市総合計画」の後期基本計画期間（令和８年度～12年度）との整合性を図るため、令和８年度から令和12年度までの５年間の計画とします。

なお、本計画は教育環境の変化等に柔軟に対応するため、計画期間中でも見直しを図ることがあります。



（４）計画の策定方法

①アンケート調査の実施

本計画の策定に必要なニーズ等を把握し、今後の教育施策検討のための基礎資料を得ることを目的として、市民や小・中学校の児童生徒、就学前の児童～中学生の生徒を持つ保護者を対象に、「裾野市　教育に関するアンケート調査」を実施しました。

②裾野市教育振興基本計画検討委員会の開催

市民の幅広い意見を取り入れられるよう、「裾野市教育振興基本計画検討委員会」を立ち上げ、本計画の策定に必要な事項の検討・審議を行いました。

③パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の意見を広く求めることを目的に、パブリックコメントを実施しました。

（５）ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは、平成27年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、平成28年から令和12年までの国際社会における共通の目標です。

地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、我が国においても国や自治体、団体、企業等が様々なパートナーシップのもと、その実現に向けた取組を始めています。

本計画の上位計画である「第５次裾野市総合計画」において、ＳＤＧｓを踏まえた施策の推進を図っていることから、本計画においてもＳＤＧｓを踏まえた施策の推進を図ります。17のゴールのうち、本計画と関連のあるものは以下の７つです。



2　裾野市が目指す教育の姿

（１）計画の基本理念

共に学び、つながり合い、
多様な個性を活かしながら、
未来を拓く人づくり

平成27年３月に策定した第１期裾野市教育振興基本計画及び令和３年３月に策定した第２期裾野市教育振興基本計画では、「学びあい、高めあいながら、人間性豊かに未来を目指す人づくり」を基本理念とし、それぞれの「学び」の質をさらに高めることを目指してきました。しかし、基本理念の策定から10年が経過し、急激な少子・高齢化やＡＩ技術の進展、価値観の多様化など、教育を取り巻く社会状況が大きく変化しています。そのため、第３期裾野市教育振興基本計画では、令和５年度から令和６年度に実施した「裾野市の教育のあり方検討委員会」や令和７年度に実施した「裾野市教育振興基本計画検討委員会」での議論をもとに、新たな基本理念を設定し、「共に学び、つながり合い、多様な個性を活かしながら、未来を拓く人づくり」を目指します。

基本理念に用いられているそれぞれのフレーズには、以下のような意図・思いを込めています。

共に学び

一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び、個人の能力を伸ばすだけでなく、他者と共に対話的に学ぶことにより、互いに高め合い、より深い学びが可能となります。

つながり合い

身近で起こる様々な問題に対処するためには、個人の能力に頼るだけでは限界があることから、周囲の人・場所・仕組みなどの環境を整えることも重要です。環境を調整するためには、日頃から人と人がつながり合い、連携・協働することが必要です。

多様な個性を活かしながら

私たちが暮らす社会には、多様な子供や大人がいることをはじめから想定し、世間一般の「普通」自体のあり方を変えることが求められます。そのためにも多様な個性を尊重するとともに、それぞれの個性を活かすことが必要です。

未来を拓く人づくり

予測不能で変化の激しい社会にあっても、自らの人生を舵取りし、未来を切り拓くことができる人づくりを目指します。

（２）計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、第３期裾野市教育振興基本計画では、「裾野市の教育のあり方検討委員会」からの提言書（令和７年３月）を踏まえ、以下の４つの基本方針を設定し、これに基づいて基本施策を展開します。

方針１　自分を生かす教育
方針２　多様性に満ちた教育
方針３　地域とともにある教育
方針４　教育を支える基盤づくり

方針１　自分を生かす教育

未来を担う子供たちは、多様なメンバーで構成された集団や変化の激しい社会の中で、自分の個性や良さを発揮するために、自分を生かす経験を積み重ねていくことが求められます。豊かな心や生きる力を育成するとともに、子供に関わるすべての大人が教育環境を整え、魅力ある学校づくりを行うほか、幼保こ小の連携による切れ目のない教育を目指します。

方針２　多様性に満ちた教育

学校には特別な支援を必要とする子供、特定分野に特異な才能を有する子供、家庭で日本語を話す頻度が少ない子供など、様々な特性や背景を持つ子供がいることから、一人ひとりを大切にする教育やインクルーシブな教育が求められます。個々のニーズに応えながらも、心理的安全性を確保したうえで集団を分離させず、多様な人と関わる機会や双方向での対話を可能とする仕掛けづくりや環境づくりを目指します。

方針３　地域とともにある教育

教育は学校のみで行うものではなく、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することで子供の健やかな成長につながります。人と人をつなぎ、学校・家庭・地域の連携により教育力を向上させるほか、スポーツ・文化活動の充実や子供たちが地域で安心して暮らせる環境の形成を目指します。

方針４　教育を支える基盤づくり

子供たちが望ましい教育環境で学べるよう、将来を見据えた学校環境づくりや教職員や事務員などの働く環境づくりを行うほか、子供たちの成長を支える学校給食の提供、就学困難な家庭への経済的な支援、多様化する学習ニーズに応えるための社会教育環境の整備を目指します。

（３）施策の体系


基本理念
共に学び、つながり合い、
多様な個性を活かしながら、
未来を拓く人づくり
基本方針
方針１
自分を生かす教育
方針２
多様性に満ちた教育
方針３
地域とともにある教育
方針４
教育を支える基盤づくり

基本施策	主な取組	担当部署
1　豊かな心、生きる力の育成	（１）心が動く授業の推進	学校教育課 生涯学習課 教育総務課
	（２）コミュニケーション能力の育成	
	（３）心身の健康づくり	
	（４）家庭との連携による学びの充実	
2　魅力ある学校づくり	（１）学校の教育力の向上	学校教育課
	（２）教職員の学びの輪の拡大	
3　幼保こ小の連携による切れ目のない教育	（１）豊かな幼児教育の推進	幼稚園・保育園課 学校教育課
	（２）幼児教育と小学校教育の円滑な接続	
1　一人ひとりを大切にする教育	（１）すそのＣＯＣＯＬＯプランの推進	学校教育課
	（２）課題に対応するチーム体制の構築	
2　インクルーシブな教育	（１）多様な学びを支える環境の整備	※
1　学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	（１）ライフステージに合わせた生涯学習の充実	生涯学習課 教育総務課 鈴木図書館 子育て支援課
	（２）学校を核にした地域づくり	
	（３）家庭教育の充実・支援	
	（４）放課後の居場所づくりの推進	
2　スポーツ・文化活動の充実	（１）スポーツの振興	鈴木図書館 生涯学習課 学校教育課
	（２）図書館サービスの充実	
	（３）文化芸術の継承・振興	
	（４）部活動の地域展開	
3　子供たちが地域で安心して暮らせる環境の形成	（１）防災教育の推進	学校教育課 生涯学習課
	（２）青少年の育成支援	
1　将来を見据えた学校環境づくり	（１）学校再編基本計画の着実な実施	教育総務課
	（２）学校教育環境の整備	
2　働く環境づくり	（１）教職員の専門性と主体性の向上	学校教育課
	（２）ワークライフバランスの充実	
3　子供たちの成長を支える学校給食の提供	（１）安全・安心な学校給食の提供	教育総務課 （給食センター）
	（２）新給食センターの整備	
4　家庭への経済的な支援	（１）学校生活を支える就学援助の実施	教育総務課・学校教育課
5　社会教育環境の整備	（１）施設の維持整備	生涯学習課 鈴木図書館
	（２）社会教育ボランティアの人材育成	
	（３）魅力的な情報発信の推進	

※…学校教育課・生涯学習課・
鈴木図書館

（４）令和8年度実施計画　　◎･･･重点項目

基本方針Ⅰ　自分を生かす教育

基本施策	主な取組	具体的な取組	担当課
Ⅰ 豊かな心、生きる力の育成	◎(1)心が動く授業の推進	･児童生徒同士が対話や関わり合いを通じて、お互いの違いを認めながら、ともに学び合う関係を育みます。 ･様々な大人と関わり、多様な生き方･考え方にふれる機会をつくります。 ･自分の考えを深め、他者との違いを受け止めながら、より良い生き方を模索する力を育むために、探究的な学習や問題解決学習に取り組みます。 ･ALTとのコミュニケーションや、オンラインを活用した遠隔地や海外在住者との交流を通して、児童生徒が学ぶことの楽しさを実感し、生活に学びを生かす喜びを感じられるよう支援します。また、こうした体験を通して、児童生徒の世界観を広げ、国際的な感覚を育みます。 ･姉妹都市や民間団体、地域社会等の人々との交流を推進します ･学校内外の様々な場面で、子供たちが多様な価値観や考え方にふれ、自ら視野を広げる学びを大切にします。家庭や地域での体験を通じて学びを深める「ラーケーション（Learning×Vacation）」（すそのまなび家デー）の取組を推進し、子供たちが自分の興味関心に応じて主体的に学ぶ機会を保障します。 ･市費負担の講師や支援員等を効果的に配置します。 ･デジタル機器や教材を活用し、外国にルーツを持つ児童生徒や様々な特性を持った児童生徒の学習を支援します。	学校教育課
	(2)コミュニケーション能力の育成	･子供たち一人ひとりの実態や学びの特性に応じた柔軟で多様な学習を推進します。 ･児童生徒がお互いの強みを生かし、弱みを支え合うことができる学習環境を整えることで、単独では得られない経験や学びを通じて、協調性や自己肯定感といった非認知能力の育成を図ります。 ･情報リテラシーやデジタル･シチズンシップ教育を通して、急速に進展する情報化社会に対応し、児童生徒が情報を主体的に活用し、適切に判断･発信できる力を育成します。 ･プログラミング学習をはじめとする情報活用能力の育成を進め、ICTを適切かつ効果的に活用する力を育てます。 ･児童生徒一人ひとりの特性やニーズに応じた学びを実現し、安心して自分らしく表現できる環境をつくるために、多様なコミュニケーション手段を提供します。 ･校務系パソコンの管理･整備を行い、ストレスのない環境で、児童生徒や教職員がICT機器を活用できる体制を整えます。	学校教育課 教育総務課

	⑶心身の健康づくり	・集団や個人を対象とした保健指導を実施するとともに、保健だより等で、生活習慣と、心と体の健康について家庭にも情報を発信し、健康教育を通じて子供たちの望ましい生活習慣の定着を図ります。 ・子供たちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けられるよう、栄養教諭と連携し、学校給食を食育の「生きた教材」として活用した食に関する指導を行います。また、家庭での望ましい食習慣について啓発を図ります。 ・学校と家庭が連携し、子供たちの健やかな成長を支えます。 ・地域社会における体育活動の充実を図るため学校開放事業を行います。 ・生涯スポーツの推進のため、地区スポーツ教室を実施します。 ・生涯スポーツ活動の目標として市スポーツ祭を実施します。	学校教育課 生涯学習課
	⑷家庭との連携による学びの充実	・学校だよりや連絡アプリなどの活用に努めます。 ・懇談会やワークショップなど保護者との対話の場を設け、子供の主体的な学びや非認知能力の重要性について理解を深め合い、子供の成長に関する相互理解を進めます。 ・学校以外の学びの場や地域活動の情報を保護者に提供して、子供たちが幅広く人と関わることができる機会をつくります。	学校教育課
2 魅力ある学校づくり	⑴学校の教育力向上	・児童生徒が自身の興味関心や特性に応じて自分のペースで学習が進められるように、柔軟な教育課程を編成するとともにICT機器の整備や図書室の環境を整えるなど、学びの選択肢を広げます。 ・学校行事や特別活動において、企画や運営に児童生徒が関わる機会を増やし、自己決定や自己実現の場をさらにつくります。 ・学校運営協議会の活動を支える地域住民や保護者が、無理なく継続的に学校や地域に関われるよう、研修や交流の機会を設け、役割の理解と意欲の向上を図ります。 ・学校運営協議会に児童生徒の意見を反映させる仕組みを構築し、子供たちが学校づくりに主体的に関わることで、自己決定力や社会参画意識を育みます。 ・周囲の大人が「連携・協働」して子供が主体的に企画・選択・実現できる環境を整え、地域での挑戦を通じて自己肯定感や社会貢献意識などを育みます。	学校教育課

	◎⑵教職員の学びの輪の拡大	・教育支援拠点「学びの森」による若手教員への支援体制のさらなる充実を図り、教員が自主的に集う形式の研修会を進めます。 ・学校のあり方や児童生徒の多様なニーズに対応する授業づくりを目指して研修を企画し、教員が必要とされる知識や実践方法の習得に努めます。 ・市指定研究校を希望制とし、各校の研修を支援することで、学校や教職員の主体的な学びを支えます。 ・主体的に研修を進め、自ら学びの場を求める教員を支援します。 ・教職員の負担軽減を図り、学びの時間を生み出すために、校務用端末の整備を進めます。また、部活動の地域展開を図るとともに、ふれあい教室やスペシャルサポートルームなどの整備と専門員の配置に努めます。	学校教育課
３ 幼保こ小の連携による切れ目のない教育	◎⑴豊かな幼児教育の推進	・子供の人権・人格を尊重することを基本に、それぞれの職位段階に応じた教育・保育の知識・技術の研修に取り組み、教育・保育の質向上に取り組みます。 ・地域の方との関わりを通じて、地域を知り、人とのつながりを実感することにより、興味や関心を広げ、地域への愛着を深めます。 ・障がいの有無や国籍などに関わらず、子供一人ひとりの個性を尊重するために、ともに育ち、学び合う環境を整えます。 ・就学前人口の減少や多様な教育・保育ニーズへ対応するため、ICTを活用した事務業務の改善、幼児施設（幼・保）の一体化及び施設配置の適正化を進めます。 ・西地区のこども園化に向け、概略設計及び用地測量を実施します。 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を３箇所で実施します。	幼稚園・保育園課
	◎⑵幼児教育と小学校教育の円滑な接続	・幼稚園・保育園・こども園と小学校の教職員が、互いに教育活動を見合い、ともに研修を進める機会をつくります。 ・幼児期の教育への理解を深め、幼児期の学びを生かした遊びや学び、生活習慣を取り入れるなど、学びのつながりを意識したカリキュラムを取り入れます。 ・低学年支援員を配置し、個への丁寧な支援を進め、小１プロブレムの解消に努めます。 ・医療的ケア児の情報共有を密に行うとともに、切れ目のない支援を継続し、安心して園や学校へ通える環境づくりに努めます。 ・幼児期から児童期への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園・こども園と小学校との間で、園児と児童が直接ふれあう交流活動を推進します。	学校教育課 幼稚園・保育園課

基本方針2　多様性に満ちた教育

基本施策	主な取組	具体的な取組	担当課
一人ひとりを大切にする教育	◎(1)すそのCOCOLOプランの推進	・すべての児童生徒が授業に参加し、互いに理解し合い、成長を実感できるよう、「誰一人取り残さない授業」を進めます。 ・児童生徒が安心して学校生活を送り、様々なことに積極的に挑戦する「魅力ある学校づくり」に努めます。 ・人間関係づくりに力を入れ、児童生徒が安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、校内のスペシャルサポートルームの充実を図ります。 ・教育支援センター「ふれあい教室」において、学校に行くことのできない児童生徒にあった学ぶ環境を用意し、温かい居場所づくりに努めます。 ・ICT機器を活用した「すそのんほっと相談」や保護者が悩みを相談できる「ほっとカフェ」の充実を図り、児童生徒や保護者に寄り添った支援を進めます。 ・不登校児童生徒、悩みを抱えた児童生徒や保護者を相談員、SSW、特別支援巡回相談員、スペシャルサポートルーム支援員などが、様々な立場からチームとして支援する体制を整えます。 ・現代社会において、より良い判断ができるよう、子供一人ひとりが体験を通して深く考え、道徳的心情を行動に移せる場面を目指して、道徳教育を進めます。	学校教育課
	(2)課題に対応するチーム体制の構築	・「不登校等ネットワーク会議」や「不登校等支援部会」など学校関係者や専門家が参加する会合において、学校関係者や専門家が意見交換を行い、不登校支援や家庭環境支援のあり方を検討し、ネットワークを生かした支援を進めます。 ・各校で、生徒指導担当を中心に、特別支援担当者や学年部の担当者などが定期的に集まり、情報交換や支援策について考える機会を設け、日常的にチームとして動く体制を整えます。	学校教育課

2 インクルーシブな教育	◎(1)多様な学びを支える環境の整備	・ユニバーサルデザインの理念をさらに取り入れ、教室や校内施設を整備するとともに、日常の活動の中で、児童生徒と教員がともに考え、誰もが心地良く過ごせる教育環境づくりを進めます。 ・児童生徒が多様性や公平性などを理解し、日常生活で実践することができるように、授業や学校行事、地域との連携活動を進めます。 ・個別最適な学びと協働的な学びのバランスを考え、児童生徒の特性を生かしながら多様な児童生徒が混ざり合い協力する場をつくります。 ・言語や文化などの異なる子供が学校生活を円滑に図れるように、文化的理解を図る施設整備を進めるとともに、多言語対応アプリや翻訳機能などを活用するなど合理的配慮を進めます。 ・インクルーシブ教育・特別支援教育について、教職員の理解を深めるために、定期的な研修の場や実践活動の場を設定し、チームとして学び合う文化を醸成します。 ・平和教育を通して、いのちの大切さや他者への思いやりを育て、多様な背景を持つ人々とともに生きる力を養います。 ・特別支援教育のセンター的機能を持った組織をつくり、特別支援学校と連携しながらチームとしての支援などの研修を進め、教員の専門性の向上を図ります。	学校教育課
		・ユニバーサルデザイン化を推進するため、トイレの洋式化やオストメイト対応トイレなどが必要な施設や数量の検討を開始します。(→将来的に施工) ・多様化を推進するため、運動公園の案内板や各室表示の内容を確認し、ピクトグラムを選定します。 ・生涯学習センターの講演会などで要約筆記等を配置できるよう、社会福祉協議会と連携する体制を作ります。 ・通訳機能や手話機能アプリの窓口運用方法を研究します。 ・多様性を尊重し、共生社会の気づきとなるような講演等を実施します ・視覚障害情報総合ネットワーク「サピエ」を利用したデイジー図書の作成と活用を継続します。 ・大きめな文字やひらがな、写真や絵を多用した「LLブック」、手で触ると物の形などを理解できる「さわる絵本」など、バリアフリー図書の購入に努め、誰でも読書を楽しめる場所として整備を進めます。 ・特別支援学校・特別支援学級の児童生徒の図書館施設見学受け入れや、小・中学校と連携し、特別支援児童生徒の作品展示を実施します。	生涯学習課 鈴木図書館

基本目標3　地域とともにある教育

基本施策	主な取組	具体的な取組	担当課
Ⅰ 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	◎(1)ライフステージに合わせた生涯学習の充実	・住民のニーズに応じた生涯学習につながる教養講座を実施します。 ・地域社会が多様性を尊重する中で、住民それぞれの個性を理解し、お互いが地域づくりを行う仲間として認め合うよう、社会教育の立場で働きかけ、関係各課と連携しながら地域の寛容性を醸成します。 ・市民の生活の学びを役立つ講座を関係機関等とともに実施します。 ・生涯学習情報誌「for you」、生涯学習情報紙「to you」、「図書館だより」を発行します。 ・発信する情報を市公式ウェブサイトやSNS、ちらしなど、内容や対象者に合わせた方法で配信します。 ・ゆうあいプラザ祭を開催するなど利用者団体の発表の機会を確保します。 ・市子連、育成会といった団体を支援し、必要に応じて補助金を交付します。 ・地域で社会教育を行う団体の育成のため、市民活動センターとの連携や市職員の支援、他団体との協働を促します。 ・「地域づくり」を推進するため、人づくり講座や市民活動の集いを実施します。	生涯学習課 鈴木図書館
	(2)学校を核にした地域づくり	・地域に身近なスポーツ施設として学校体育施設開放事業を実施します。 ・学校の統合による新たな学区内の住民や団体などが、学校と協力して、地域を担っていく子供たちを育成する土壌を醸成するよう努めます。 ・地域が子供たちの探究的な学習の場となるための基盤づくりとして、学校の活動やスクールコーディネーターの活動に協力します。 ・市民活動センターと情報を共有し、地域づくりを担う潜在的な団体の情報を収集します。	生涯学習課 学校教育課

	◎⑶家庭教育の充実・支援	・市PTA連合会で実施する家庭教育事業に必要な補助金を支給します。 ・親子のふれあいを通じた学びの機会をつくり、親同士がつながり新たなサークル活動のきっかけとなるような講座を実施し「家庭教育」を支えます。 ・読書習慣の形成を促すため、0歳児から絵本を手渡すファーストブック事業を継続して実施します。 ・引き続き絵本を楽しんでもらえるよう、親子で参加できるおはなしの会等での絵本の読み聞かせを通して、子供と本の出会いの場を提供し、多くの本とふれあう機会をつくり、家庭でも読書を楽しめるよう啓発していきます。 ・子供や子育て中の保護者が気軽に集まって交流が出来る場所（すこっぷ）で、不安や悩みを安心して相談することにより、成長できる環境を用意します。 ・子育てや家庭教育などに関する様々な不安や課題を抱える保護者などに、家庭児童相談員などが相談に応じ、その家庭に寄り添って、不安や課題の解消を図ります。 ・妊娠・出産の段階から、相談員や専門家が家庭を訪問するなどして、育児や子供の発達に関するサポートを行います。 ・夏休みなどの長期休業中における子供の生活リズムの維持及び学習習慣の定着を目的として、すこっぷに学習スペースを設置します。	生涯学習課 鈴木図書館 子育て支援課
	⑷放課後の居場所づくりの推進	・放課後児童室の入室希望者が全員入室できるよう調整を行います。 （夏休み等の長期休業中のみの受け入れを含む） ・放課後児童室運営受託者と連携し、安全な運営を心掛けます。 ・地域住民による「すそのん寺子屋」を継続し、放課後の子供たちの安全・安心な居場所を確保します。 ・「すそのん寺子屋」の事業内容を学習支援以外の活動ができるよう制度を整えます。 ・市民の居場所として生涯学習センターや東西公民館といった公共の教育施設を活用し、多くの大人の中で子供たちがより安心して学びができる居場所となるよう検討します。	教育総務課 生涯学習課 鈴木図書館
2 スポーツ・文化活動の充実	◎⑴スポーツの振興	・スポーツ推進委員の研修を行います。 ・スポーツ推進委員が主体となって行うニュースポーツ等の教室を実施します。 ・スポーツ協会と連携を強化し、各団体の行う教室や大会を支援します。 ・スポーツ協会やスポーツ少年団を通じて指導者の登録を強化し、指導者育成の体制を構築図ります。 ・部活動指導者を含めた指導者育成のため現行補助金要綱を見直します。 ・市民の身近なスポーツの場として、学校体育施設開放事業を継続します。 ・関係するNPO法人を中心に、生涯にわたってスポーツに親しむ機会を確保します。	生涯学習課

	◎⑵図書館サービスの充実	・年齢に応じた本を手に取りやすいよう展示方法を工夫したり、季節やニュース等で話題となっている事柄に関連する本の展示コーナーを設置したりするなど、魅力ある書架づくりに努めます。 ・教職員の図書館業務に関する研修の受け入れなど、図書館の活用を図るとともに、学校図書館の担当者と鈴木図書館の司書相互の理解を深め、家庭や地域での図書資料の活用について検討します。 ・図書館利用の幅を広げるため、非来館型サービスの取組として、電子書籍の利便性を調査研究し、導入に向けて検討していきます。 ・静岡県横断検索システムを利用した図書資料の相互貸借を継続し、市民の読書活動や学習活動を支援します。	鈴木図書館
	◎⑶文化芸術の継承・振興	・未指定文化財の調査を進め、必要に応じて文化財指定を行います。 ・葛山城址保存会などの文化保存団体の活動の情報を把握し、連携しながら団体の活動の継続を支援します。(葛山城跡の講座などの共同開催など) ・世界文化遺産である富士山の資料を展示します。 ・富士山世界遺産市民協議会と連携し富士山芸術展などのイベントを実施します。 ・児童生徒や市民の文化財に対する興味関心を高めるため、出前講座などに文化財を活用し、学ぶ機会を提供します。 ・文化財に関する展示やイベントなど、歴史や文化にふれる機会を確保します。 ・「楽しい郷土史だより」の発行など、文化財の情報発信を継続し、裾野市の歴史や文化への市民の関心を高めます。 ・市民の文化活動の発表の場である市民芸術祭の開催を継続します。 ・文化協会による文化活動を市民活動センターとともに支援します。 ・吹奏楽フェスティバル（合同発表会）など、子供たちの文化活動発表の場を提供します。 ・文化芸術活動への興味を喚起するため、個人・団体の文化芸術活動の全国大会等へ参加を奨励します。 ・市民文化センター指定管理者による自主事業を継続し、市民の文化芸術の鑑賞機会や市民の文化活動の発表の場を提供します。 ・関係するNPO法人を中心に生涯にわたって文化芸術に親しむ機会を提供します。 ・地域クラブ活動を支援し、様々な文化芸術活動ができる機会をつくります。	生涯学習課

	◎⑷部活動の地域展開	・関係するNPO法人を中心に、令和9年夏以降にすべての学校部活動の休日の地域展開を進めます。 ・関係するNPO法人が受け皿となる地域クラブの整備を進めるとともに、中学校卒業後も継続してスポーツに親しめる生涯スポーツ環境の構築を図ります。 ・これまで学校主体で行ってきた休日の部活動を、地域クラブ主体の活動へ展開していきます。これは、児童生徒、保護者、校長と教職員、地域クラブ、行政、企業の協力を得て推進する地域展開を意味します。 ・児童生徒のみならず、地域住民が生涯にわたってスポーツ活動・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、より良い地域スポーツ環境となることや文化芸術活動を振興する契機とします。 ・学校部活動が16時30分までとなり、平日、さらに活動を望む声が多くある為、平日の地域クラブ活動をサッカー・野球・陸上で試行的に行います。	学校教育課
3 子供たちが地域で安心して暮らせる環境の形成	⑴防災教育の推進	・すべての子供が「自分の命を守る力」を身に付けられるよう、学校での避難訓練だけでなく、地域の自主防災会などと協力して実践的な防災教育を展開します。 ・教職員の防災対応力の向上のために、富士山噴火や地震などを想定した研修を定期的に実施し、防災マニュアルを見直すことで、災害時の迅速な判断と対応ができる体制を整えます。	学校教育課
	⑵青少年の育成支援	・子供が地域で健やかに暮らすことができるよう、青少年を育成するボランティアなどと連携し、「子ども見守り隊」などの地域で子供たちを育む意識の向上に努めます。 ・市民による街頭声掛け補導（夜間に青少年に早めの帰宅を促すなどの活動）などにより、地域の目が青少年を見守っていることを示すとともに、これらの活動が多くの市民の目にふれることを通じて青少年の育成への関心を高めます	生涯学習課

基本目標4　教育を支える基盤づくり

基本施策	主な取組	具体的な取組	担当課
1 将来を見据えた学校環境づくり	◎(1)学校再編基本計画の着実な実施	<統合等> ・富岡第二小学校と富岡第一小学校の再編（統合）に向けて、学校間交流事業を行うほか、富岡第二小学校の閉校記念事業を実施します。 ・須山小学校の小規模特認校導入に向けて、学校再編推進協議会で須山小学校ならではの特色ある教育内容等について協議します。 <施設・通学手段等> ・富岡第二小学校バス発着所整備を実施します。 ・富岡第一小学校側の駐車場整備（富岡中学校格技場周辺）を実施します。 ・東中学校転用工事（R8・9）を実施します。 ・富岡中学校リニューアル工事の基本設計を実施します。	教育総務課
	◎(2)学校教育環境の整備	・児童生徒が安心、快適な学校生活を送ることが出来るよう、施設の維持修繕を実施します。 ・校内安全点検の実施及び施設・設備の定期点検を実施します。 ・教材備品等の整備を実施します。	教育総務課
2 働く環境づくり	(1)教職員の専門性と主体性の向上	・校務支援システムやデジタルツールなどICTを活用し、事務作業の効率化を進めるとともに、教材研究や児童生徒との対話に充てる時間を創出します。 ・指導の質の向上や持ち授業時間の軽減のために、市講師・支援員等の配置の充実を図ります。 ・不祥事根絶に向けた意識啓発やコンプライアンス研修を継続し、健全な職場づくりに努めます。 ・教職員のキャリア形成を支える人材育成（研修体系の整備、評価・人事管理の透明化）に努めます。 ・教員一人ひとりのニーズを把握し、主体的に参加できる研修を「学びの森」が支援します。	学校教育課

	⑵ワークライフバランスの充実	・教職員のストレスチェックや相談体制の充実、年次有給休暇の取得促進など、教職員の健康保持に努めます。 ・教職員が自分自身や家族の状況に応じた働き方を選択し、安心して教育活動に取り組める職場をつくるために、特別休暇や休業制度の内容を積極的に周知します。 ・教職員の人権を守る観点から、必要に応じてカスタマーハラスメントへの防止策を講じ、教育現場の健全な運営を支えます。 ・部活動の地域展開を進めるとともに「裾野市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教職員の業務量の削減に努めます。	学校教育課
3 子供たちの成長を支える学校給食の提供	⑴安全・安心な学校給食の提供	・老朽化した施設や設備・機器等について、日常の点検や必要な維持修繕・更新を行い、衛生面と安全面に配慮した適切な施設管理を行います。また、計画的に物資を調達するとともに、給食員を継続的に確保し、安定的な運営を行います。 ・地元で生産された食材を活用した給食を提供し、地元の食材や食文化に対する理解を深めます。 ・「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、食物アレルギーを有する児童生徒への対応を行います。	教育総務課
	◎⑵新給食センターの整備	・令和 13 年度の新給食センターの稼働に向けて、学校給食施設整備基本計画に基づき、PFI（BTO 方式）の実施方針や要求水準書等を作成するなど、民間事業者を募集するための準備を進めます。	教育総務課
4 家庭への経済的な支援	⑴学校生活を支える就学援助の実施	・就学援助、就学奨励事業を継続して実施するとともに、制度の周知に努めます。 ・家庭の経済的負担を軽減し、学ぶ意欲を持った子供たちを支援するため、育英奨学金事業を継続して行います。また、制度の内容や申請方法について、裾野市の広報、ウェブサイトなどを通じて積極的に周知を図ります。	教育総務課 学校教育課

5 社会教育環境の整備	◎(1)施設の維持整備	・生涯学習センターをより使いやすい施設とするため、市民ニーズにあわせた設備や備品の更新を行います。 ・グラウンド等の利用状況に応じて適正に確保するよう努めます。 ・学校体育施設開放事業の利用状況に合わせた管理と安全面に配慮した用具類の整備や更新を行います。 ・市民体育館やグラウンドなど、市民が安全に利用できるよう、指定管理者と市の役割分担による維持修繕に努めます。 ・市民に親しまれる運動公園を目指し、公園イベント事業を指定管理者業務に含め、スポーツが身近である環境をつくります。 ・市民文化センターを良好な環境に保つため、指定管理者と市の役割分担による維持修繕と環境整備に努めます。 ・市民文化センターが市民にとって利用しやすい施設を目指し、老朽化に対応する改修だけでなく、各室の設備等のニーズ変化を踏まえた整備の方針を検討します。 ・市民の居場所として、集い、学び、つながることができる東西公民館及び東地区コミュニティセンターの運営及び環境整備に努めます。 ・図書館や東西公民館等の利用について、利用者の声の集約に努め、より良い市民の居場所としての環境づくりができるよう、維持修繕と環境整備に努めます。 ・市民サークルや団体の活動の展示会や発表会などを気軽に利用できるよう、市民文化センター、生涯学習センター、東西公民館といった施設を気軽に利用できる環境整備に努めます。	生涯学習課 鈴木図書館
	⑵社会教育ボランティアの人材育成	・読み聞かせボランティアなどの人材育成につながる講座の開催など、工夫した事業展開を図ります。 ・社会教育主事研修や社会教育関係研修に参加します。	生涯学習課 鈴木図書館
	⑶魅力的な情報発信の推進	・身近な先生の登録を強化し、地域で活用できるよう工夫して情報を市民に届けます。 ・出前講座などの情報を工夫して情報を市民に届けます ・広報すそのや市公式LINEのほか、ホームページなどで新刊の情報案内やイベント情報など、魅力ある情報発信に努めます。	生涯学習課 鈴木図書館